

北海道日高振興局告示第35号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第20号のつぶかご漁業(日高振興局管内沖合海域)につき、北海道漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定めた。

令和2年12月1日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	
つぶかご漁業	日高振興局管内沖合海域	幌泉郡と広尾郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線以西、沙流郡と勇払郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から206度55分の線以东の海域。 ただし、つぶかご漁業の共同漁業権漁場区域を除く。	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:99隻)	20トン未満	日高振興局管内に住所を有する者